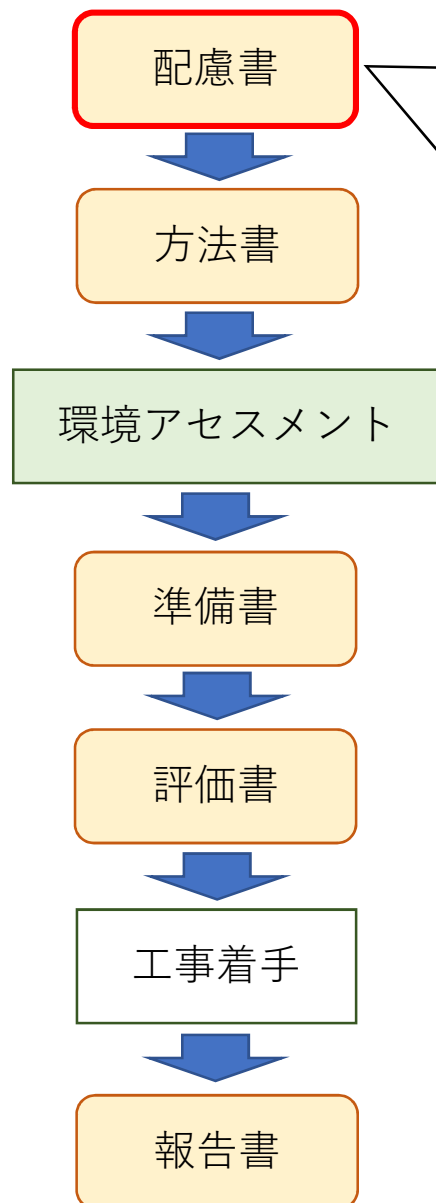


環境影響評価法等に基づく手続きの流れ



計画段階配慮書とは、事業の早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置・規模等の検討段階において、既存の資料を収集・整理し、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、まとめたものです。

複数案の事業の位置・規模等を検討し、一般の方々、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるよう努めることとされています。

今後、作成した配慮書の内容を、方法書以降の手続きに反映させることとなっています。

配慮書の手続き	実施日	備考
公告・縦覧	5月16日～6月16日	実施済み
住民等意見の提出	－	実施済み（※）
市町長への意見照会	6月13日回答	高松市長
審査会への諮問	6月23日	
第1回審査会	6月23日	香川県庁
第2回審査会	7月15日	香川県庁
知事意見の提出	期限：8月14日	

※計画段階評価手続きにおけるルート帯案に対する住民意見の聴取を行っており、配慮書の案に対する意見聴取と兼ねている。（詳細は配慮書p.2-12～2-16を参照）